令和６年度和歌山県「地域支援事業に係る市町村伴走支援」業務委託

に係る企画提案プロポーザル実施要領

１　委託業務の概要

（１）委託業務名

令和６年度和歌山県「地域支援事業に係る市町村伴走支援」業務

（２）業務の目的

別添仕様書のとおり

（３）業務内容

別添仕様書のとおり

（４）契約期間

契約の日から令和７年３月３１日まで

（５）見積り限度額

7，62３千円（消費税及び地方消費税を含む。）

２　参加資格

次に掲げる全ての要件を満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和５年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

（３）和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成２０年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（５）和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、県が課する全ての税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等を完納していること。

（６）消費税及び地方消費税を完納していること。

３　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 日　　程 |
| 実施要領等に関する質問受付 | 令和６年４月８日（月）１７時４５分まで |
| プロポーザル参加申込 | 令和６年４月１５日（月）１７時４５分まで |
| 提案書類提出受付 | 令和６年４月２３日（火）１７時４５分まで |
| 選定委員会 | 令和６年４月下旬から５月中旬（予定） |
| 選定結果の通知 | 決定次第 |

４　当プロポーザル実施要領等に関する質問受付

（１）質問受付期間

令和６年４月８日（月）１７時４５分まで

（２）質問の方法

質問事項は、「質問票（**様式１**）」により**書面**とし、メールにて送付すること。

※口頭での質問は不可。

（３）回答の方法

回答は、令和６年４月１２日（金）以降に和歌山県長寿社会課のホームページに掲載する。

なお、提案書類の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるので受け付けない。

５　参加申込

（１）参加申込

「プロポーザル参加申込書（**様式２**）」をメールにて県長寿社会課まで送付すること。

（２）申込締切日時　令和６年４月１５日（月）１７時４５分まで

６　企画提案書等の提出について

（１）提案書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 名称 | 内容・規格等 | 部数 |
| １ | 提案申請書 | **様式３** | １ |
| ２ | 企画提案書 | 日本産業規格A4版、長辺綴じ  **別紙**の内容を記載すること。 | ７ |
| ３ | 見積書 | 業務の実施に必要な経費を計上すること。  消費税及び地方消費税額を明記 | １ |
| ４ | 業務実績報告書 | **・様式４**  　過去３年間の類似の業務実績  **・業務の内容が確認できる書類（契約書、仕様書の写し等）を添付すること。** | ７  ７ |
| ５ | 提案者の組織概要 | 会社案内等 | ７ |
| ６ | 誓約書 | **様式５** | ７ |

（２）企画提案提出期限

令和６年４月２３日（火）１７時４５分（郵送必着、持参可）

（３）提出先

〒640-8585　和歌山県和歌山市小松原通１－１

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課介護保険班（県庁北別館１階）

（令和６年４月１日以降は同課 地域包括ケア推進班）

（４）提出方法

持参又は郵送により送付すること。

※持参の場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日の９時から１７時４５分までの間。郵送の場合は、必着

（５）提出書類様式等について

県長寿社会課ホームページからダウンロード

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/>banso

（６）その他

ア　１（５）の見積り限度額を超える見積額を提示した場合は、無効となる。

イ　提出書類を提出した後に辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届出書（**様式６**）」を速やかに提出すること。

７　委託候補者の選定について

（１）選定方法について

提出された企画提案書とプレゼンテーションにより審査を行うプロポーザル方式とし、評価を得点化して最も点数の高い提案を提出した業者を委託先候補者とする。最も点数の高い得点が複数の場合には、選定委員会委員の協議により委託候補者を選定する。

なお、提案者が１者の場合においてもプレゼンテーションを実施し、選定委員会における評価を行った上で、選定の可否を協議する。

（２）プレゼンテーション

ア　プロポーザル参加者全員を対象に企画書のプレゼンテーションを実施する。

イ　プレゼンテーションの順番は、原則提案申請書の受付順とする。

ウ　プレゼンテーション参加人数は、１者あたり３人までとする。

エ　あらかじめ提出した企画提案書の内容でプレゼンテーションを行うものとし、追加資料の配付は一切認めない。

オ　プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

カ　プレゼンテーション２０分以内、質疑応答５分程度とし、日時、場所については参加者に別途連絡する（プレゼンテーション及び質疑応答時間は、参加者数により変更する場合がある。）。

（３）審査基準

企画提案及びプレゼンテーションについて、以下の審査項目及び配点に基づいて評価する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 審査項目 | | 主な着眼点 | | 配点 |
| 業務内容の理解度 | | 委託業務の目的、内容を十分理解しているか。 | | ５ |
| 業務遂行の確実性 | 実施体制 | 委託業務の執行に必要な体制があり、経験、能力が十分なスタッフが確保されているか。 | | ５ |
| 実施方法 | 委託業務の実施方法、スケジュールは適正か。 | | ５ |
| 伴走支援のプログラム内容 | 募集・選抜方法 | 支援対象市町村の募集・選抜方法は適正か。 | | ５ |
| 現状把握等 | 現状把握・課題整理の方法は適正か。 | | ５ |
| 指導・助言 | 指導・助言の方法は適正か。 | | ５ |
| 体制づくり | 支援を通じ関係者との規範的統合がなされ、支援終了後も市町村が自走できる体制が構築される提案になっているか。 | | １０ |
| 費用の経済性 | 見積書 | 見積積算の内容は妥当な範囲か。 | | ５ |
| 合計点 | | | ４５ | |

（４）失格による除外について

参加者に次の行為があった場合は失格とし、選定対象から除外する。

ア　委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ　他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

ウ　事業者選定終了までの間に、他の提案者に応募事案の内容を意図的に開示した場合

エ　応募提案書類に虚偽の記載を行った場合

オ　提出期限に間に合わなかった場合

カ　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

キ　実施要領に違反すると認められる場合

ク　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

（５）選定結果通知

選定結果については、各参加者に書面により通知するとともに、県ホームページに委託候補者の名称を公表する。

８　委託契約について

選定委員会で選定された委託候補者と条件等を協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結する。協議が整わなかった場合又は委託候補者が契約を辞退した場合には､評価得点が次点の者と協議することとする。

なお、契約締結時には、下記の納税証明書を各１部提出すること。

・法人税、消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書（所管税務署が過去６月以内に発行したもの）

・和歌山県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、県税に係る徴収金について未納がない旨の証明書(和歌山県の県税事務所が過去６月以内に発行したもの)

９　契約方法に関する事項

（１）本実施要領に基づき作成された企画提案書及び見積金額について、別に定める審査方法により審査し、選定した事業者を相手方として、令第１６７条の２第１項第２号の規定により、予定価格の範囲内で随意契約を行う。ただし、業務委託予定者と協議が整わない場合は、次点として選定された者を契約の相手方とする。

（２）契約を締結する者は、契約金額の１００分の１０以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

（３）契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、令第１６７条の１６及び和歌山県財務規則（昭和６３年和歌山県規則第２８号）第９２条　から第９４条までの規定に定めるところによる。

（４）契約条項は、和歌山県長寿社会課において提示する。

（５）契約は、和歌山県長寿社会課において行う。

１０　その他留意事項

（１）当業務委託により生じた成果物の著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）は和歌山県に帰属するものとする。

（２）原則として再委託は認めない。ただし、業務の一部を委託する場合について、和歌山県の承諾を得た場合はこの限りでない。

（３）契約書を作成するものとする。

（４）プロポーザル参加に係る費用は､各参加者の負担とする。

（５）提出のあった企画提案書等は、返却しない。

１１　担当及び問合せ先

〒640-8585　和歌山県和歌山市小松原通１－１

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課介護保険班（担当者：小谷）

（令和６年４月１日以降は同課 地域包括ケア推進班）

ＴＥＬ：０７３－４４１－２４４０　ＦＡＸ：０７３－４４１－２５２３

E-mail：e0403005@pref.wakayama.lg.jp